

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年10月27日付け答申第135号)

1 事案の概要

H27. 9. 7 異議申立人

知事（実施機関）に対し、次のとおり開示請求

- ① 2013年4月16日のFさん訴訟・〇〇訴訟最高裁判決を受けて、蒲島知事、村田副知事らの関係職員が、同判決を読み議論し、同判決のポイントを拾い上げた、とされる文書。
- ② および、それを環境省に伝えた文書

H27. 9. 16 実施機関

①の行政文書については「水俣病認定申請棄却処分取消訴訟、水俣病認定義務付け請求訴訟に係る最高裁判決概要」（以下「最高裁判決概要」という。）を対象文書として特定し、全部開示決定を行い、②の行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定

H27. 10. 26 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て

H27. 11. 4 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第171号）

2 当事者の主張の趣旨

（1）異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消して、開示を求める。
- ・「最高裁判決概要」は最高裁判決に対する熊本県の基本的認識を示すきわめて重要な文書であり、熊本県の基本認識を確実に環境省にも認識・理解させることが、熊本県にとっても急務であったはずであり、送付に当り、作成責任者を明記するとともに、環境省のどの部署あてに送付するのかを特定し、さらに、「最高裁判決概要」作成の経緯及び趣旨などを記したコメントを添付して送付するのが必要かつ当然である。
- ・環境省とのやり取りが口頭で行われたというのは、蒲島県知事が県政の最重要課題と位置付けている水俣病事件の対応としてはあまりにも杜撰であり、不自然である。また、行政行為における透明性が、民主主義・法治主義の根幹をなすものであることを十分認識しているはずの蒲島知事も直接関与していた環境省への情報提供について一切の文書・記録が作成されていないというのは、到底信じられない。

（2）実施機関

- ・最高裁判決に係る環境省とのやり取りは、口頭で行われたため、文書は作成していないことから不開示と決定した。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

「最高裁判決概要」を見分したが、これは判決の概要を簡単にまとめた内容であり、判決翌日の知事記者会見録に「県としてはこのような受け止め方をしているということを、環境省の方には、昨日、お知らせしました」、「このように理解しているということを、昨夜、環境省の方にはお伝えしました」との知事発言が記録されていることからすると、「環境省とのやり取りは、口頭で行われたため、文書は作成していない」とする実施機関の説明を否定することはできない。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成27年11月4日（諮問第171号）
答申日	：平成29年10月27日（答申第135号）
事案名	：知事等関係職員が、水俣病関係訴訟最高裁判決のポイントを拾い上げたとされる文書を環境省に伝えた文書の不開示決定（不 存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、知事等関係職員が水俣病関係訴訟最高裁判決のポイントを拾い上げたとされる文書を環境省に伝えた文書について、平成27年9月16日に行った不
存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成27年9月7日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - ① 2013年4月16日のFさん訴訟・〇〇訴訟最高裁判決を受けて、蒲島知事、村田副知事らの関係職員が、同判決を読み議論し、同判決のポイントを拾い上げた、とされる文書（以下「本件開示請求1」という。）。
② および、それを環境省に伝えた文書（以下「本件開示請求2」という。）。
- 2 平成27年9月16日、実施機関は、本件開示請求1の文書については、「水俣病認定申請棄却処分取消訴訟、水俣病認定義務付け請求訴訟に係る最高裁判決概要」（以下「最高裁判決概要」という。）を対象文書として特定し、全部開示決定を行い、本件開示請求2の文書については、作成又は取得していないという理由から、不
存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成27年10月26日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成27年11月4日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 2013年4月16日の最高裁判決は水俣病の認定審査に関して熊本県の主張をことごとく退けた内容であり、蒲島知事をはじめとする県の最高幹部らが、判決当日に緊急会議をもって、判決の読み込み・協議を行った。
- (2) すでに開示されている「最高裁判決概要」は最高裁判決に対する熊本県の基本的認識を示すきわめて重要な文書であり、これに示された熊本県の基本認識を確実に環境省にも認識・理解させることが、熊本県にとっても急務であったはずである。
- (3) 熊本県が「最高裁判決概要」を環境省に送付するに当たり、作成責任者を明記するとともに、環境省のどの部署あてに送付するのかを特定し、さらに、「最高裁判決概要」作成の経緯及び趣旨などを記したコメントを添付して送付するのが必要かつ当然である。
- (4) また、熊本県の規則「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」には、熊本県が「国の施策等に関する分析及び提案」する場合には、意思決定を含めた経緯を記録する行政文書を作成しなければならないことが明記されている。文書を保管し、「県の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう」（同規則第3条）することは必要かつ当然である。
- (5) 「最高裁判決に係る環境省とのやり取りは、口頭で行われた」とあるが、蒲島県知事が県政の最重要課題と位置付けている水俣病事件の対応としてはあまりにも杜撰であり、不自然である。また、行政行為における透明性が、民主主義・法治主義の根幹をなすものであることを十分認識しているはずの蒲島知事も直接関与していた環境省への情報提供について一切の文書・記録が作成されていないというのは、到底信じられない。
- (6) 熊本県は、本件請求の当該文書を隠匿しているのであり、速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、以下のとおりである。

最高裁判決に係る環境省とのやり取りは、口頭で行われたため、文書は作成していないことから不開示と決定した。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求の文書の不存在について、第4のとおり説明している。当審査会が、「最高裁判決概要」に係る環境省とのやり取りについて実施機関に対し説明を求めたところ、次のとおりであった。

- ① 最高裁判決が出た後、直ちに知事による臨時の会見が行われた。その間、水俣病審査課が「最高裁判決概要」を作成し、県幹部に渡した。
- ② その後、県幹部のみで協議が行われ、環境省に対して最高裁判決に対する県の受け止め方を口頭で伝えた。その内容については、知事が翌日の記者会見で発言し、県庁ホームページの知事記者会見録に記録されている。

当審査会は、全部開示された「最高裁判決概要」を見分したが、これは判決の概要を簡単にまとめた内容であり、知事記者会見録に「県としてはこのような受け止め方をしているということ、環境省の方には、昨日、お知らせしました」、「このように理解しているということ、昨夜、環境省の方にはお伝えしました」との知事発言が記録されていることからすると、「環境省とのやり取りは、口頭で行われたため、文書は作成していない」とする実施機関の説明を否定することはできない。

したがって、最高裁判決概要を環境省に伝えた文書は作成しておらず存在しないとする実施機関の説明を否定することはできない。

よって、本件開示請求に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は等審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	原島	良成
委	員	立石 邦子
委	員	井寺 美穂
委	員	末松 恵美

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 27 年 11 月 4 日	・ 諮問（第 171 号）
平成 28 年 2 月 8 日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成 28 年 7 月 29 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 29 年 4 月 18 日	・ 審議
平成 29 年 5 月 16 日	・ 審議
平成 29 年 6 月 20 日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、実施機関からの説明聴取及び審議
平成 29 年 7 月 18 日	・ 審議
平成 29 年 8 月 15 日	・ 審議
平成 29 年 9 月 19 日	・ 審議